令和４年第２回

各務原市議会定例会議案

令和４年６月７日

目　　次

専第　２号	専決処分の承認について（各務原市税条例の一部を改正する条例）	１頁
専第　３号	専決処分の承認について（令和４年度各務原市一般会計補正予算（第１号））	別冊
議第６３号	令和４年度各務原市一般会計補正予算（第２号）	別冊
議第６４号	令和４年度各務原市一般会計補正予算（第３号）	別冊
議第６５号	各務原市税条例等の一部を改正する条例について	５頁
議第６６号	各務原市手数料条例の一部を改正する条例について	１０頁
議第６７号	工事請負契約の締結について（岐阜かかみがはら航空宇宙博物館屋上防水等改修工事）	１５頁
議第６８号	財産の取得について（大型ディスプレイ等）	１７頁
議第６９号	市道路線の認定について（市道鵜１４１９号線）	１８頁
議第７０号	各務原市教育委員会委員の任命について	２０頁
議第７１号	各務原市教育委員会委員の任命について	２２頁

専第２号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、各務原市税条例の一部を改正する条例を定めることについて専決処分したので、同条第３項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和４年６月７日報告

各務原市長　　浅　野　健　司

専決第５号

各務原市税条例の一部を改正する条例を定めることについて

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、各務原市税条例の一部を改正する条例を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和４年３月３１日

各務原市長　　浅　野　健　司

各務原市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和４年３月３１日

各務原市長　　浅　野　健　司

各務原市条例第２０号

各務原市税条例の一部を改正する条例

各務原市税条例（昭和３８年条例第４１号）の一部を次のように改正する。

第２３条第１項第１号オ中「（所得税法施行令の一部を改正する政令（平成２０年政令第１５５号）附則第１３条第２項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第２１７条第１項第２号及び第３号に規定する民法法人を含む。）」を削る。

第３８条第９項中「第３２１条の８第６０項」を「第３２１条の８第６２項」に、「同条第６０項」を「同条第６２項」に改め、同条第１５項中「第３２１条の８第６９項」を「第３２１条の８第７１項」に改める。

第６０条の２中「固定資産課税台帳」の次に「（同条第１項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加える。

第６０条の３中「証明書」の次に「（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加える。

附則第９条の２中「第１５項から第１９項まで、第２１項、第２２項、第２６項、第２９項、第３３項から第３５項まで、第３７項から第３９項まで、第４２項若しくは第４３項」を「第１４項から第１８項まで、第２０項、第２１項、第２５項、第２８項、第３２項から第３６項まで、第３９項、第４０項若しくは第４４項」に改める。

附則第９条の３第２項中「４分の３」を「５分の４」に改め、同条第３項中「附則第１５条第２７項第１号イ」を「附則第１５条第２６項第１号イ」に改め、同条第４項中「附則第１５条第２７項第１号ロ」を「附則第１５条第２６項第１号ロ」に改め、同条第５項中「附則第１５条第２７項第１号ハ」を「附則第１５条第２６項第１号ハ」に改め、同条第６項中「附則第１５条第２７項第１号ニ」を「附則第１５条第２６項第１号ニ」に改め、同条第７項中「附則第１５条第２７項第２号イ」を「附則第１５条第２６項第２号イ」に改め、同条第８項中「附則第１５条第２７項第２号ロ」を「附則第１５条第２６項第２号ロ」に改め、同条第９項中「附則第１５条第２７項第２号ハ」を「附則第１５条第２６項第２号ハ」に改め、同条第１０項中「附則第１５条第２７項第３号イ」を「附則第１５条第２６項第３号イ」に改め、同条第１１項中「附則第１５条第２７項第３号ロ」を「附則第１５条第２６項第３号ロ」に改め、同条第１２項中「附則第１５条第２７項第３号ハ」を「附則第１５条第２６項第３号ハ」に改め、同条第１３項中「附則第１５条第３４項」を「附則第１５条第３３項」に改め、同条第１４項中「附則第１５条第３５項」を「附則第１５条第３４項」に改める。

附則第９条の４第８項中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同条第１０項中「特定熱損失防止改修住宅又は」を「特定熱損失防止改修等住宅又は」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

附則第１１条第１項中「１００分の５」の次に「（商業地等に係る令和４年度分の固定資産税にあっては、１００分の２．５）」を加える。

附則第１１条の３第１項中「１００分の５」の次に「（商業地等に係る令和４年度分の都市計画税にあっては、１００分の２．５）」を加える。

附則第１２条の３の２中「附則第１１条の３第２項」を「附則第１１条の３第１項、第２項」に改める。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、令和４年４月１日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第２条　別段の定めがあるものを除き、改正後の各務原市税条例（次条において「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和４年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和３年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

２　令和２年４月１日から令和４年３月３１日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和４年法律第１号）第１条の規定による改正前の地方税法（昭和２５年法律第２２６号）附則第１５条第２項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第３条　新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和４年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和３年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

議第６５号

各務原市税条例等の一部を改正する条例について

各務原市税条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和４年６月７日提出

各務原市長　　浅　野　健　司

提案理由

地方税法等の一部改正に伴い、関係規定を整備するため、この条例を定めようとする。

各務原市税条例等の一部を改正する条例

（各務原市税条例の一部改正）

第１条　各務原市税条例（昭和３８年条例第４１号）の一部を次のように改正する。

第８条第１項中「交付」の次に「（法第３８２条の４に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）」を加える。

第１６条第４項を次のように改める。

４　前項の規定は、前年分の所得税に係る第２７条第１項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

第１６条第６項を次のように改める。

６　前項の規定は、前年分の所得税に係る第２７条第１項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

第２３条の３第１項中「特定配当等申告書」及び「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改め、同条第２項中「申告書に係る年度分」を「確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分」に改める。

第２６条第１項ただし書中「所得税法第２条第１項第３３号の４に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が９００万円以下であるものに限る。）の法第３１４条の２第１項第１０号の２に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が９５万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないもの」に改める。

第２７条の２の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第１項中第３号を第４号とし、第２号を第３号とし、第１号の次に次の１号を加える。

（２）所得割の納税義務者（合計所得金額が１，０００万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第３１３条第３項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第４項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が１３３万円以下であるものに限る。次条第１項において同じ。）の氏名

第２７条の３の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同

条第１項中「あって、」の次に「特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が９００万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第４１条の２に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が９５万円以下であるものに限る。）をいう。第２号において同じ。）又は」を、「控除対象扶養親族」の次に「であって退職手当等に係る所得を有しない者」を加え、同項中第３号を第４号とし、第２号を第３号とし、第１号の次に次の１号を加える。

（２）特定配偶者の氏名

第６０条の２中「閲覧の手数料」を「閲覧（法第３８２条の４に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。）の手数料」に改める。

第６０条の３中「交付」の次に「（法第３８２条の４に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）の」を加える。

附則第６条の３の２第１項中「令和１５年度」を「令和２０年度」に、「令和３年」を「令和７年」に改める。

附則第１５条の３第２項を次のように改める。

２　前項の規定のうち、租税特別措置法第８条の４第２項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第１項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

附則第１６条の２第３項中「、第３７条の８又は第３７条の９」を「又は第３７条の８」に改める。

附則第１９条の２第４項を次のように改める。

４　前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第２７条第１項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第１９条の３第４項を次のように改める。

４　前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第２７条第１項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第１９条の３第６項中「年の翌年の４月１日の属する年度分の」を「年分の所得税に係る」に、「条約適用配当等申告書にこの項」を「確定申告書にこの項」に改め、「（条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）」を削る。

附則第２４条を削る。

（各務原市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第２条　各務原市税条例の一部を改正する条例（令和３年条例第２５号）の一部を次のように改正する。

第２７条の３第１項の改正規定中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢１６歳未満の者」を「扶養親族（」の次に「年齢１６歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者」に改める。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

（１）第１条中各務原市税条例第２７条の２の見出し及び同条第１項並びに第２７条の３の見出し及び同条第１項の改正規定並びに同条例附則第６条の３の２第１項及び第１６条の２第３項の改正規定並びに同条例附則第２４条を削る改正規定並びに第２条の規定並びに次条第１項及び第２項の規定　令和５年１月１日

（２）第１条中各務原市税条例第１６条第４項及び第６項、第２３条の３第１項及び第２項並びに第２６条第１項ただし書の改正規定並びに同条例附則第１５条の３第２項、第１９条の２第４項並びに第１９条の３第４項及び第６項の改正規定並びに次条第３項の規定　令和６年１月１日

（３）第１条中各務原市税条例第８条第１項、第６０条の２及び第６０条の３の改正規定　令和６年４月１日

（市民税に関する経過措置）

第２条　第１条の規定による改正後の各務原市税条例（以下「新条例」という。）第２７条の２第１項の規定は、前条第１号に掲げる規定の施行の日（以下「１号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第２７条の２第１項に規定する給与について提出する同項及び同条第２項に規定する申告書について適用し、１号施行日前に支払を受けるべき第１条の規定による改正前の各務原市税条例（次項におい

て「旧条例」という。）第２７条の２第１項に規定する給与について提出した同項及び同条第２項に規定する申告書については、なお従前の例による。

２　新条例第２７条の３第１項の規定は、１号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和４０年法律第３３号）第２０３条の６第１項に規定する公的年金等（同法第２０３条の７の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第２７条の３第１項に規定する申告書について適用し、１号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第２７条の３第１項に規定する申告書については、なお従前の例による。

３　前条第２号に掲げる規定による改正後の各務原市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和６年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和５年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

議第６６号

各務原市手数料条例の一部を改正する条例について

各務原市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和４年６月７日提出

各務原市長　　浅　野　健　司

提案理由

長期優良住宅維持保全計画の認定申請手数料を定める等のため、この条例を定めようとする。

各務原市手数料条例の一部を改正する条例

各務原市手数料条例（平成１２年条例第３号）の一部を次のように改正する。

別表１６の項第４２号中「第８５条第５項」を「第８５条第６項」に改め、同項第４３号中「第８５条第６項」を「第８５条第７項」に改め、同項第５５号中「第８７条の３第５項」を「第８７条の３第６項」に改め、同項第５６号中「第８７条の３第６項」を「第８７条の３第７項」に改め、同表２２の項第１号から第３号までの規定中「認定手数料」を「認定申請手数料」に改め、同項中第７号を第１１号とし、同項第６号中「変更認定手数料」を「変更認定申請手数料」に改め、同号を同項第８号とし、同号の次に次の２号を加える。

９　法第８条第１項の規定に基づく長期優良住宅維持保全計画の変更の認定の申請に対する審査（変更部分について、登録住宅性能評価機関が交付する住宅の品質確保の促進等に関する法律第６条の２第５項に規定する確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しを添付する場合に限る。）	変更部分について登録住宅性能評価機関による確認を受けた長期優良住宅維持保全計画の変更認定申請手数料	１件につき	ア　一戸建ての住宅　１万円 イ　共同住宅等　次に掲げる共同住宅等の総戸数の区分に応じそれぞれ次に定める金額 (ア)総戸数が５以下の場合　１万７，５００円 (イ)総戸数が６以上１０以下の場合　２万８，０００円 (ウ)総戸数が１１以上２５以下の場合　４万６，０００円 (エ)総戸数が２６以上５０以下の場合　７万３，０００円 (オ)総戸数が５１以上１００以下の場合　１１万５００円 (カ)総戸数が１０１以上２００以下の場合　１８万７，０００円 (キ)総戸数が２０１	

			以上３００以下の場合　２３万６，０００円 (ク)総戸数が３０１以上の場合　２６万８，０００円	
１０　法第８条第１項の規定に基づく長期優良住宅維持保全計画の変更の認定の申請に対する審査（前号に掲げるものを除く。）	長期優良住宅維持保全計画の変更認定申請手数料	１件につき	ア　一戸建ての住宅　３万６，０００円 イ　共同住宅等　次に掲げる共同住宅等の総戸数の区分に応じそれぞれ次に定める金額 (ア)総戸数が５以下の場合　８万１，０００円 (イ)総戸数が６以上１０以下の場合　１２万７，５００円 (ウ)総戸数が１１以上２５以下の場合　２４万９，５００円 (エ)総戸数が２６以上５０以下の場合　４４万４，０００円 (オ)総戸数が５１以上１００以下の場合　７６万１，０００円 (カ)総戸数が１０１以上２００以下の場合　１４０万５，５００円 (キ)総戸数が２０１以上３００以下の場合　２００万６，５００円 (ク)総戸数が３０１以上の場合　２４５万７，５００円	

別表２２の項第５号中「長期優良住宅建築等計画変更認定手数料」を「長期優良住宅建築等計画の変更認定申請手数料」に改め、同号を同項第７号とし、同項第４号中「変更認定手数料」を「変更認定申請手数料」に改め、同号を同項第６号とし、同項第３号の次に次の２号を加える。

４　法第５条第６項又は第７項の規定に基づく長期優良住宅維持保全計画（登録住宅性能評価機関が交付する住宅の品質確保の促進等に関する法律第６条の２第５項に規定する確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しが添付されているものに限る。）の認定の申請に対する審査	登録住宅性能評価機関による確認を受けた長期優良住宅維持保全計画の認定申請手数料	１件につき	ア　一戸建ての住宅　２万円 イ　共同住宅等　次に掲げる共同住宅等の総戸数の区分に応じそれぞれ次に定める金額 （ア）総戸数が５以下の場合　３万５，０００円 （イ）総戸数が６以上１０以下の場合　５万６，０００円 （ウ）総戸数が１１以上２５以下の場合　９万２，０００円 （エ）総戸数が２６以上５０以下の場合　１４万６，０００円 （オ）総戸数が５１以上１００以下の場合　２２万１，０００円 （カ）総戸数が１０１以上２００以下の場合　３７万４，０００円 （キ）総戸数が２０１以上３００以下の場合　４７万２，０００円 （ク）総戸数が３０１以上の場合　５	

			３万６，０００円	
５　法第５条第６項又は第７項の規定に基づく長期優良住宅維持保全計画（前号に掲げるものを除く。）の認定の申請に対する審査	長期優良住宅維持保全計画の認定申請手数料	１件につき	ア　一戸建ての住宅　７万２，０００円 イ　共同住宅等　次に掲げる共同住宅等の総戸数の区分に応じそれぞれ次に定める金額 (ア)総戸数が５以下の場合　１６万２，０００円 (イ)総戸数が６以上１０以下の場合　２５万５，０００円 (ウ)総戸数が１１以上２５以下の場合　４９万９，０００円 (エ)総戸数が２６以上５０以下の場合　８８万８，０００円 (オ)総戸数が５１以上１００以下の場合　１５２万２，０００円 (カ)総戸数が１０１以上２００以下の場合　２８１万１，０００円 (キ)総戸数が２０１以上３００以下の場合　４０１万３，０００円 (ク)総戸数が３０１以上の場合　４９１万５，０００円	

附　則

この条例は、令和４年１０月１日から施行する。ただし、別表１６の項の改正規定は、公布の日から施行する。

議第６７号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和４年６月７日提出

各務原市長　　浅　野　健　司

１　契約の目的　　岐阜かかみがはら航空宇宙博物館屋上防水等改修工事
２　契約の方法　　総合評価一般競争入札
３　契約の金額　　１６５，０００，０００円
４　契約の相手方　　各務原市前渡西町１０６１番地１
足立・日鋼特定建設工事共同企業体
代表者　各務原市前渡西町１０６１番地１
足立建設株式会社
代表取締役　足　立　哲　也
構成員　各務原市那加桐野町３丁目２１番地２
日鋼建設株式会社
代表取締役　笠　井　真　司

資料

位 置 図

1:1000

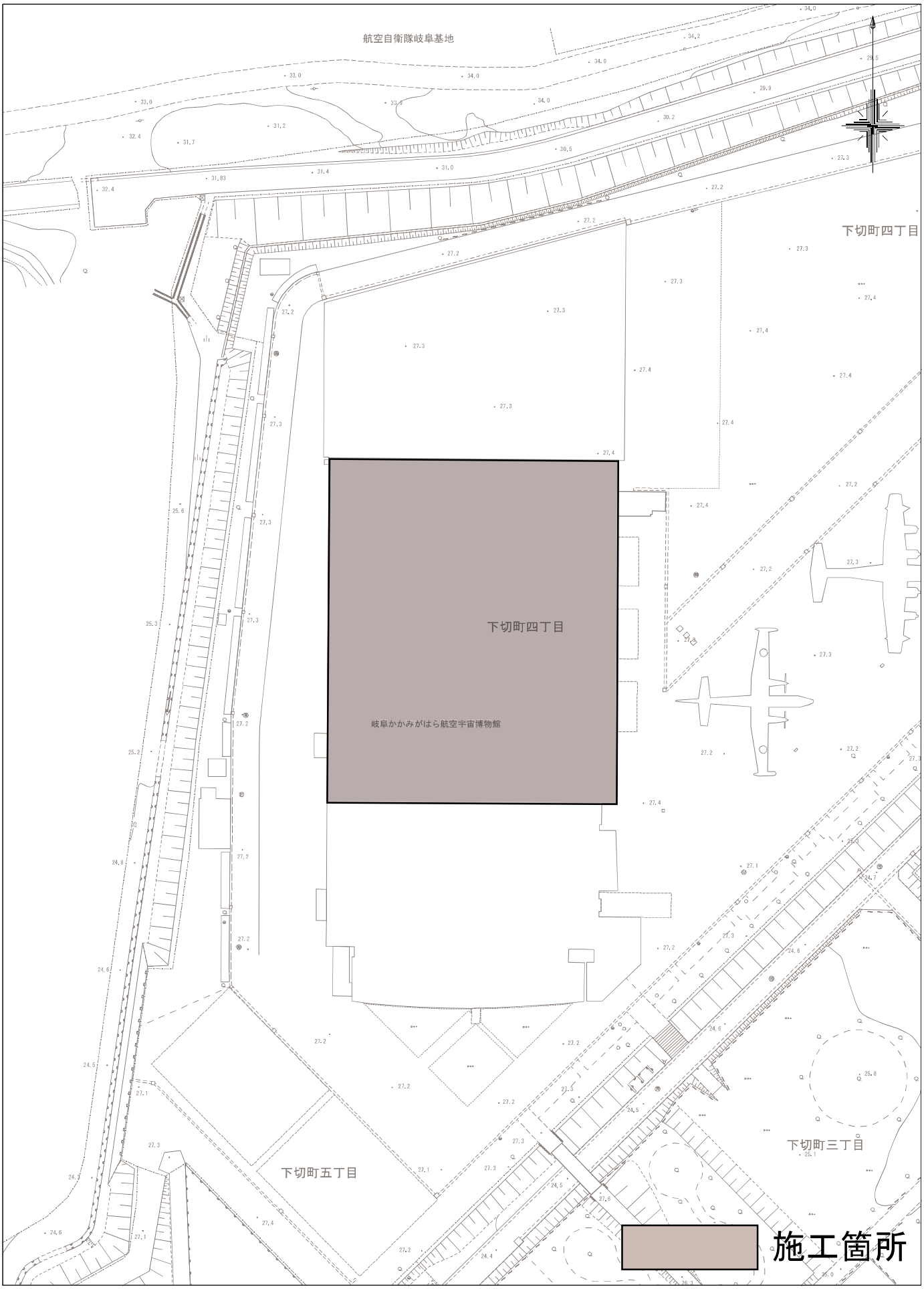
航空自衛隊岐阜基地
下切町四丁目
下切町四丁目
岐阜かかみがはら航空宇宙博物館
下切町五丁目
下切町三丁目
施工箇所

議第６８号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するものとする。

令和４年６月７日提出

各務原市長　　浅　野　健　司

１　取得する物件

大型ディスプレイ等

（内訳）

品　名	数　量
大型ディスプレイ	４５９台
校内放送システム	２５セット
その他周辺機器	一式

２　取得の方法　　一般競争入札

３　取得の価格　　１７５，９４５，２２０円

４　取得の相手方　　愛知県名古屋市中区丸の内３丁目２３番２０号

株式会社大塚商会　中部支店

支店長　猪　岡　義　昭

議第６９号

市道路線の認定について

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第８条第２項の規定により、次のとおり市道路線を認定するものとする。

令和４年６月７日提出

各務原市長　　浅　野　健　司

提案理由

開発行為により設置された道路を市道として認定しようとする。

路線名	起　　点	重要な経過地
	終　　点	
市道 鵜１４１９号線	各務原市鵜沼西町１丁目１７番２１　　地先から	
	各務原市鵜沼西町１丁目１７番１７　　地先まで	

資料

市道認定路線図

1:1500

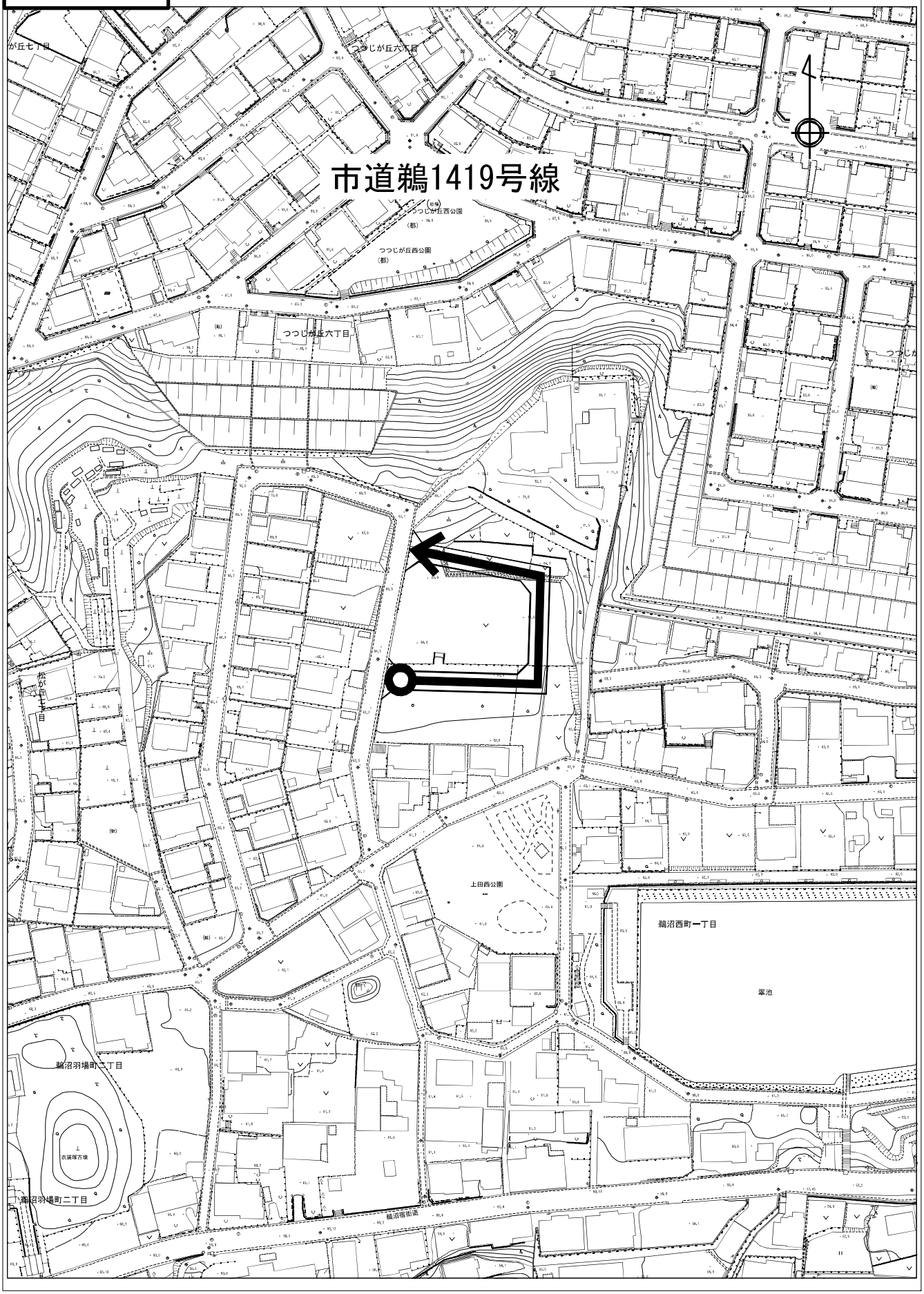

議第７０号

各務原市教育委員会委員の任命について

各務原市教育委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

令和４年６月７日提出

各務原市長　　浅　野　健　司

住　　所　　各務原市那加新加納町※※※※※※※
氏　　名　　小　島　聡　太　郎
生年月日　　昭和５７年※※月※※日

提案理由

各務原市教育委員会委員岩田重信氏の辞任に伴い、その後任に小島聡太郎氏を任命しようとする。

議第７１号

各務原市教育委員会委員の任命について

各務原市教育委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

令和４年６月７日提出

各務原市長　　浅　野　健　司

住　　所　　各務原市蘇原寺島町※※※※※※※※
氏　　名　　大　堀　憲
生年月日　　昭和４４年※※月※※日

提案理由

各務原市教育委員会委員大堀憲氏の任期が７月２９日に満了するため、再び同氏を任命しようとする。